

建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、小松市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が着工及び完成日を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から着工日の前日までをいう。
- （2）実工期：実際に工事を施工するための期間で、着工日から完成日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （3）全体工期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。ただし、設計変更または工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

- （1）供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- （2）当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事であること。

（工事の着工及び完成日）

第4条 工事の着工日は、契約締結日から起算して3ヶ月以内とする。ただし、現場条件等により、3ヶ月を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、発注者はその理由を整理のうえ設定することができる。

- 2 発注者は、着工及び完成日の期限をあらかじめ定め、入札公告等に明示することとする。
- 3 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日（小松市の休日を

定める条例（平成2年小松市条例第1号）第1条に規定する休日（以下同じ。）を除く任意の日を着工日として設定することとする。

- 4 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することとする。
- 5 第3項及び前項の規定により受注者が定めた着工及び完成日を建設工事請負契約書に記載することとする。
- 6 受注者は、契約締結後であっても、工事の着工前であれば第3項及び第4項の規定の範囲内で着工及び完成日を変更することができる。
- 7 受注者は、着工後において、工事内容の変更がある等、特段の事由により実工期が変更となる場合は、発注者と協議のうえ、受注者が設定した完成日を変更することができる。

（着工前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

- 2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。
- 3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- （1）受注者は、着工日までに施工計画書を発注者に提出することとする。
- （2）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を提出することとする。
- （3）一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者の従事期間については、着工日及び完成日に登録することとする。
- （4）受注者は契約締結後10日以内にCORINSに登録することとする。
- （5）契約保証の期間は、契約締結日を含み完成日までとする。

(アンケート調査の実施)

第7条 受注者は、別に定めるアンケート調査に回答し、工事完了後、速やかに発注者に提出することとする。

(経費の負担)

第8条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和5年7月25日から施行する。

【参 考】 余裕期間制度（フレックス方式） 試行工事に係る留意事項

区 分	余裕期間制度（フレックス方式）
①設計書工事名	工事名の末尾に（余裕期間対象工事）と記載
②特記仕様書	特記仕様書を添付
③入札情報システム	備考欄に「余裕期間制度対象工事」と記載し、掲載資料を添付
④契約書	工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
⑤余裕期間	1)着工日の前日まで、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 2)現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能 3)資材の現場搬入や仮設物の設置、測定の準備工は不可 4)現場着手は不可
⑥工程表	契約締結後 7 日以内に提出
⑦現場代理人等選任届	契約時に提出
⑧前払金の請求	契約締結日から 30 日以内に請求可能
⑨施工計画書	着工日までに提出
⑩CORINS 登録	工事の契約締結後、10 日以内（休日除く）に登録
⑪契約保証期間	契約締結日を含み完成日まで

【参 考】 余裕期間制度（フレックス方式） 試行工事に係る契約事務手続き

発注時

（発注者）

- ① 着工及び完成日の期限の設定
- ② 工事名の末尾に（余裕期間対象工事）を記載
- ③ 特記仕様書の添付
- ④ 入札公告又は指名通知に余裕期間制度の対象であることを明示
- ⑤ 入札情報システムの備考欄に「余裕期間制度対象工事」と記載し、掲載資料を添付

契約時

（受注者）

- ① 契約書、現場代理人及び主任（監理）技術者選任届を提出
※契約書の着工日は(契約締結の日から3ヶ月以内等)と記載する。

（発注者）

- ② 契約時に工事の着工及び完成日が、発注時に明示した着工及び完成日の期限内となっているか確認

余裕期間

（受注者）

- ① 契約締結後7日以内に工程表を提出
- ② 前払金は契約締結日から30日以内に請求可能
- ③ 着工日までに施工計画書を提出
- ④ 契約締結後、10日以内に CORINS 登録
- ⑤ 余裕期間内は現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要
- ⑥ 現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能
資材の現場搬入や仮設物の設置、測量などの現場の準備作業は不可
- ⑦ 着工及び完成日を変更する場合は「工期変更承認申請書」を監督員に提出 →（発注者）工期変更承認通知書 → 変更契約締結

(発注者)

- ⑧ 受注者から「工期変更承認申請書」が提出された場合は、変更内容を確認し工事担当所属長決裁のうえ、「工期変更承認通知書」を受注者に通知

着工後

(受注者)

工事内容の変更等、特段の理由により実工期が変更となる場合は 監督員と協のうえ完成日を変更できる。

※手続きは従来 of 工期延長願を監督員に提出

完成

(受注者)

アンケートに回答し監督員に提出

◆ 特記仕様書（記載例）

○余裕期間制度対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。
- 3 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。
- 4 工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
- 5 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。
- 7 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。
- 8 受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。
- 9 余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。
- 10 その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

（着工日の期限） 契約締結日から起算して3ヶ月以内等

（完成日の期限） 令和〇年〇月〇日以内

◆ 入札情報掲載資料

余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着工及び完成日を設定することができる余裕期間制度の試行対象工事である。

工事の実施にあたっては、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとする。

◆ 入札公告

完成期日 本工事は余裕期間制度（フレックス方式）対象工事のため、受注者は次に記載した工事の着工及び完成日の期限の間で、工事の着工及び完成日を設定すること。

着工日の期限：契約締結日から起算して3ヶ月以内

完成日の期限：令和○年○月○日以内

工事の実施にあたり、この公告に記載のないことについては、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとする。

